

企業会計基準委員会 御中

細谷佳津年
(東証1部指定企業 常務取締役 CFO)

平成29年5月10日付で公表されました「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」について、以下のとおり意見を有しておりますのでご高覧いただきたく存じます。

質問1

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第17項から第23項を参照)、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意 見】

企業は、新株予約権を労働対価たるストック・オプションとは異にする目的で発行することが可能であったところ、本公開草案は、今後、かかる目的での発行を阻害することになりうることから、同意しないものである。

【理 由】

<労働対価たるストック・オプションとは異にする目的で発行する有償新株予約権例>

当社は、権利確定条件付き有償新株予約権(以下、「有償新株予約権」という。)を、従前、以下の目的及びその背景から発行している。

1. 前提となる仮説と背景

- ✓ 平均賃金上昇率、GDP、インフレ目標と企業のROE(グロース)目標からの考察。
- ✓ 現状わが国経済情勢は、GDP成長率で目標2%、インフレ目標2%を掲げるも実現への道のりは平易とは思われず、同時に、政府は企業に対して消費の好循環を後押しする意味合いで、ペアに代表される持続性のある所得増加を念頭に賃上げを働きかけているところ、足元の賃金上昇実績も約2%前後にとどまっている。
- ✓ 一方、(上場)企業に求められるROEは8%以上とする流れが2015年のコーポレートガバナンス改革元年におけるコンセンサスであったといえる。同時に、企業の毎年の増益率は、2桁パーセントは珍しくなく、仮に前年比2%程度の増益計画を特段の事情がない中で計画値として掲げたなら、マネジメントは投資家・市場の失望を買うことを覚悟せねばなるまい。

- ✓ グローバルな視点でわが国の成長力が米国や新興国と比較して鈍化してゆくということは、ある意味キャッシュとしての日本円の価値が下落してゆくということも意味する。
- ✓ 当社は、かかる状況において、企業が資本財としての自社株を活用することで従業員の資産形成に直接的に大きく貢献できる可能性があると考えた。
- ✓ 『資本収益率 R』>『経済成長率 G』という前提を採用し、その解消を企図したときに、国家レベルでは税制による富の再分配を通じて実現するというのがトマ・ピケティの提唱するところ、個別各企業レベルでは、直接的且つ即効的な保有資産の底上げが、『有償新株予約権』を活用することで可能となるのではないか。

2. 報酬制度

- ✓ 資本財としの自社株を活用した報酬設計で一般的なものは、①信託を活用した自社株付与（ESOP 信託制度）、②ストック・オプションの活用等に加えて、③リストリクトドットストックなどの活用等があるが、いずれも、年収に比較したその絶対額の割合は僅少にとどまっているものが大多数である。
- ✓ 即ち、上述の通り、企業の既存従業員に対する人件費上昇余力は数%が平均的と想像できる。
- ✓ 当社では、2014年4月に、従業員47人を割当先とする有償新株予約権を発行した（当時の従業員数は約60人）。
- ✓ 行使価額は、①10百万円以上：3名、②7百万円以上：6名、③3.9百万円以上：12名、④3.9百万円未満（最低0.44百万）：25名、であった。
- ✓ 株式取得価額（予約権払込価額+行使価額）は、①、②及び③の従業員で総年収の約4割から7割、④の従業員で約1割から2割におおよそ相当する。

3. CSR または CSV としての有償新株予約権の活用（当社事例の目的・狙い）

- ✓ 当社が、このように従業員の給与所得に比較して割合の高い新株予約権をオファーしている目的は、従業員の資産形成をガイドすることで、自社・従業員・社会の3者に良い意味での双赢関係が構築されると考えているからである。
- ✓ 仮に当社と同様な趣旨で活用する有償新株予約権が企業間に認知され定着すれば、非上場企業においての上場メリットに一項目が追加され、一層のIPO促進に追い風効果が生じるかもしれない。
- ✓ 一方で、欧米等に比較して、株式投資を実践している個人が少ないといわれる日本の個人資産運用実態の中、投資活動・資産運用の手段としての株式取引が身近になってくることも期待でき、それは政府の掲げる貯蓄から投資へというベクトルに合致するものであろう。

- ✓ これらのことが、結果的に企業と個人の資本市場への参画意欲を高め、また資本市場における個人投資家の理解と成熟につながってゆくことを想定するならば、日本経済の活性化の一助となりえる可能性があると考えている次第である。
4. 仮に、本目的で発行してきた有償新株予約権が、ストック・オプションに該当すると整理され、発行体企業において、人件費としての費用計上を強いられるならば、当然のことながら従来と同様な規模感での発行は困難となる。一方で企業収益上許容される規模にとどめたとしたら、個人の資産形成をガイドするという目的には到底及ばないものとなってしまうことは容易に想定できうる。

なお、同様の趣旨から、当該取引を報酬として取り扱うことを前提とした質問2から質問4についても、当該提案に同意いたしかねます。

以上